

# 新聞通信調査会報

毎月一回一日発行  
昭和40年2月20日  
第三種郵便物認可

4 - 2004

## 広がるか国民的議論

### 改憲仕掛ける小泉政権

梅野 修

(共同通信社政治部次長)



#### 時代の変わり目か

日本の歴史の中で最初に出てきた憲法と言えば、聖徳太子の十七条憲法。制定されたのが六〇四年、ちょうど千四百年前になる。十七条憲法が制定された時期は日本で唯一の宗教戦争と言える物部氏と蘇我氏の戦いがあり、仏教派が勝つ。大きな時代の流れの中で十七条憲法は和を掲げて制定された。明治憲法は明治維新、今の日本国憲法は敗戦という大きな時代の節目で制定された。今、議論になっている憲法改正は、実はこの裏側で、大きな時代の変わり目があるのかなところを注意深く見ていく必要がある。

憲法改正について、まず国会・与野党の動き、二番目に背景、三番目に小泉総理大臣の思惑、四

番目に今後の展望という順にお話ししてみたい。

憲法改正問題はここへきてにわかに盛り上がりしてきた格好だが、一九九九年の国会で衆議院と参議院に憲法調査会を設置することが決まって、二〇〇〇年一月に憲法調査会が設置された。衆参の憲法調査会は五年間の期限をめどに結論を出すという形でスタートした。二〇〇五年一月が一応のめど。早ければ今年の暮れにも最終報告書をまとめるという話の一つのきっかけになっている。

もう一つは小泉総理が昨年八月に、自民党の結党五十周年を迎える来年十一月をめどに自民党としての憲法の草案を作ろうと、当時の山崎幹事長に指示した。それを受けた形で民主党の菅代表が、憲法制定から六十年となる二〇〇六年に民主

党としての改憲案をまとめると表明した。衆参両院の憲法調査会の最終報告書が早ければ今年の年末、来年秋に自民党の改憲草案が出てくる、再来年、民主党の改憲案が出てくる。

国会・与野党が期限を切る形で憲法改正問題について一定の結論を出そうとしているという背景がある。それを契機に、憲法改正問題がクローズアップされてきた。与野党レベルでは今年七月に参議院選があるから、六月に最初の大きな節目がやってくる。

#### 右傾化する自民党

自民党は今国会が終わるまでに憲法の条文すべてを議論し、六月ごろに党としての論点整理を出す。自民党の中では、小泉さん特有の「一言政治」に翻弄されている部分がある。最近では衆院の予算委員会で集団的自衛権についてどうかと問われて、憲法解釈でもいいし、憲法改正でもいいと答弁した。これは非常に重要なことで、いかにも小泉さんらしいと思った。

集団的自衛権の行使については、内閣法制局あるいは歴代内閣は、国際法上そういう権利は認められているが、憲法九条では禁止されている、自国が攻撃された場合の個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権は行使できない、という立場を一貫して持ってきた。

そういう中で、国会の議論は少しずつ自衛隊の活用を広げる解釈が積み上げられてきている。その積み上げた議論を一遍に吹き飛ばそうというの

が小泉さんの政治手法で、解釈変更でもいいし、改正でもいいというので驚いた。小泉政治を見る時、今までの議論を全く無効にしてしまうような一言を発することが多い。

しかし、こと憲法論議については雑駁<sup>ざっさく</sup>すぎる。小泉政権の本質かもしれないが、従来の自民党政権にはなかった右寄りの部分がかなり出てきている感じがする。

そういう右寄りの流れの中で、自民党の改憲論議も進んできている。自民党を支えている良質の保守層、例えば地域の世話役といった人たちが自民党を支えてきたと思うが、そういう人たちが高齢化するにしたがって世代間のギャップが出てきて、自民党の中の保守本流と言われる人たちの存在感が今の小泉政権になって薄れてきている感じがする。従来、田中派や宏池会的な「軽武装、経済重視」の流れがあったと思うが、保守本流イコールハト派という図式で考えることができなくなっている気がする。

ハト派路線が消えかかっていて相対的にタカ派的な右系統が自民党の中で台頭してきている。九条問題とか、安全保障に対する認識が従来型とちよつと違ってきている。自民党の中でハト派と言われる人たちがどういう巻き返しをするか、よく見ていくことが大切だ。

### 民主党は6月に中間報告

民主党も小沢さん率いる自由党が加わったことによって、現実路線といえれば現実路線だが、右か

ら左まで幅広の人たちが集まった政党になった。その中で改憲論議をどう扱うかは菅代表にとつては難しいかじ取りになる。民主党は「創憲」という考え方を打ち出している。その前は「論憲」という考え方だった。要するに新しい憲法を作る議論をしましょうということだ。憲法還暦二〇〇六年に向けて改憲案を作る段取りで、今年六月に中間報告をすることになっている。

集団的自衛権の行使についても、慎重論がある一方、若手の中には自民党以上に自民党的な人もいて積極的によればいいと言う。話は集約しづらい。党内の議論をいかにまとめられるかがカギになる。

公明党は旧来から平和主義の政党と言われている。改憲問題について打ち出したキャッチフレーズは「加憲」。今の憲法に足りない部分を条文として加えようという意味で、環境権とかプライバシー保護の権利を加えたらどうかということまで議論を進めている。

平和の党という看板は守りたい、九条には触れない方がいいという議論もあるが、今回のイラクへの自衛隊派遣を見ても分かるように、神崎代表は小泉さんを導く形で自衛隊派遣を後押しした。その神崎さんは九条改正も視野に入れて議論するという方針。ただ、支持母体の意向とのバランスをどう取るかが重要な課題になってくる。

### 超党派の動きも

護憲の党といわれる共産、社民はどうか。共産

党は今年一月に党綱領を変更して天皇制と自衛隊を事実上、容認した。共産党の現実路線の一つの成果ではあるが、今の憲法は平和憲法だから堅持するという姿勢は変えていない。ところが、この前の衆院選で見られたように、支持基盤が先細りの部分があつて憲法を守るといっただけではなかなか支持が広がらない。

社民党も護憲の立場で議論を本格化させようという党内コンセンサスはある。幹部の中には「活憲」という考え方を言う人もいる。今の憲法をもつと生かしていこうという趣旨だと思う。

### 「改憲」容認8割超える

一月一日付新聞のために、昨年末に憲法改正について世論調査をした。憲法改正について「議論した結果、改正することがあってもよい」は五七%、「改正に向けて積極的に議論すべきだ」は二五%で、「憲法改正を容認する、あるいは積極的に議論すべきだ」という人が合わせて八〇%を超える。十人に八人は憲法改正論議を受け入れるわけか、という感じで受け取った。

憲法改正を容認するという八割の人に、改正すべきだと考えるのは何かを二つまで挙げてもらった。何を議論すべきか、ということでも最も多かったのが「憲法九条と自衛隊」が五三%、「知る権利あるいはプライバシー保護」が二七%、「内閣、議会制度」「国際貢献」がそれぞれ二五%だった。改憲論議が与野党あるいは国会で出てくる背景の一つに、世論の動向として憲法改正に対するハ

ドルが低くなっている状況がある。  
ほかに五つほど理由があると思われる。例えば集団的自衛権にみられるように、憲法解釈と実際に行われている状況とのギャップ、現実と憲法との遊離もしくは憲法解釈の限界が一つ目の理由として挙げられる。

二つ目は、東西冷戦が終結してイデオロギー対立がなくなったという時代背景がある。それによって東西冷戦の中で眠っていた社会党や共産党といういわゆる護憲勢力が行き場を失ってしまった。護憲という言葉自体が古くさいイメージに見られているのかもしれない。

#### 自衛隊のイラク派遣もきっかけに

三つ目は何といっても小泉政権の誕生が挙げられる。「タブーなき構造改革」が小泉さんのキャッチフレーズだが、言っていることは分かりやすいが、荒っぽい。構造改革について各社の首相官邸担当キャップが集まった時、小泉さんが言っていることは三步先だが、結果は二歩下がっている。だから、われわれは改革が足りないと思える。だと私は言ったことがある。小泉さんは、マスコミはおれの言うことを全く分かっていない、これだけやっているのになぜ悪く書くのか、と言っていた。今もますますそういう傾向は強まっている。ただタブーなき改革を掲げた小泉政権の誕生によって、憲法改正もタブーでなくなった。

四つ目の理由は小泉政権発足から半年後に起きたアメリカの同時テロ、9・11以降かなり国際情

勢も変わったし、政権のありようもアメリカ寄りにシフトした印象がある。テロ対策という名の下の自衛隊活用がかなり進んだ。テロ特措法、有事法制、イラク特措法という形で進んできた。自衛隊を海外に出すことに対して違和感がなくなってきた。

五つ目の理由はイラクへの自衛隊派遣問題で、小泉さんが意図的に憲法違反という批判をかかわすという狙いがあるのではないか。

自民党の中にも、自衛隊のイラク派遣問題については憲法違反のにおいがする、憲法が想定していない事態だという声はある。潜在的にはかなりの人がそう思っている。小泉さんは憲法違反と言われたくない。現実と合わないければ変えればいい、と問題をすり替えて意図的に改憲論を出してきて、解釈の変更でも改正でもいいと言われると、何となく問題点がずれてしまう。

#### 参院選の争点に

それに徹底的に対抗できないのが民主党の情けなさでもあるが、民主党はイラク問題について対案を持っていない。自衛隊を出さないなら何をすればいいか、ということを書きこんで言えていない。だから改憲問題を一緒にやろうと小泉さんに言われると、菅さんはいやだとは言いがた、党内も改憲論議をやっているから、しょうがないな、と。国民から見れば自民党も改憲、民主党も改憲という話になってしまう。肝心のイラク派遣についての合憲性がどこへ行ったのかよく分から

なくなる。意図的に改憲論を持ち出す小泉さんの巧妙な仕掛けがあると私は見ている。

今後の展望だが、早ければ国会が年末、自民党が来年秋、民主党が再来年、改憲案を出していく。今年は参議院選の前に各党が考え方を出し合って議論にはなと思うが、参院選の結果次第では改憲論が急に沙汰やみになる可能性もなきにしもあらず。小泉政権が変わったら全く状況は変わってくる。改憲については短兵急な議論は必要ないし、あるべき国家像や国際貢献一つにしてもどういう形で日本がかかわっていくのかをもっと議論しないといけない。いきなり改憲案はこれだという話にはなりにくいと思うが、議論は徐々に高まっていくだろう。

もう一つは教育問題にかかわっていく。憲法と教育は表裏一体だが、自民党の中では教育基本法の見直し問題が改憲論議と並行してある。多分に愛国心とかいう部分が強調されていくだろうと予測している。教育基本法の見直し問題も目配りが必要だ。

いずれにしても改憲問題一つとらえても、小泉政権になって自民党が変わりつつある感じが感じられる。二大政党制と言われて民主党が頑張ろうとはしているが、自民党に対抗するだけの力はまだ付いていない。だからこそ、改憲論議は注意深く見ていく必要があると思っている。

(本稿は二月二十五日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した)

## グローバルな通信社協力を模索 拡大、変容するOANA

山口 光

(共同通信社国際局長)

グローバルな情報メディア間の競争の激化とIT(情報技術)環境の急激な進展の中で、通信社をはじめとする世界のメディアの在り方は大きく変わろうとしている。この中でアジア太平洋地域諸国の通信社の相互協力を目的とする「アジア太平洋通信社機構(OANA)」とその加盟通信社は、地球規模の情報通信革命の進展、インターネット利用の拡大とブロードバンド化など新たな状況への対応を迫られている。

OANAは一九六一年、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の主導の下で、アジア太平洋地域における通信社がお互いに直接、自由にニュースの交換を通して協力していくことを目的に、タイのバンコクで設立された。発足時は八カ国にすぎなかったが、それから四十年余り、現在は三十一カ国、三十七の域内通信社が加盟するまでに拡大している。

中国、日本、ロシア、オーストラリア、韓国、北朝鮮、すべての東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国のほか、インド、パキスタン、バングラデシュなどの南アジア諸国、サウジアラビア、シリア、クウェートなどの中東諸国、カザフスタ

ン、キルギスタンなどの中央アジア諸国の通信社も加盟している。

副会長社は共同通信社(日本)、IRNA(イラン)、新華社(中国)、聯合ニュース(韓国)の四社。二〇〇四年六月に第十二回OANA総会をクアラルンプールで開き、会長社はイタルタス通信からマレーシアのベルナマ通信社に引き継がれる予定だ。

### 通信社協力の試練と変遷

OANAのウェブサイトは、アジア太平洋域内の経済成長が著しいことを反映した数字を掲げ、「加盟諸国の域内人口が世界の人口の半数以上を占め」「総生産額では世界の五六%」「域内貿易売上高は世界の五〇%」「世界の物流のうち、海運が六割、陸運が二五%」をOANA加盟諸国で占めていると指摘している。

現在の会長社はロシアのイタルタス通信(イグナチエンコ社長)で、事務局もモスクワのイタルタス本社内に置かれ、公式ウェブサイトもイタルタスによって運営され、インターネットを利用しての加盟通信社間のニュース記事を交換する「OANAニュースワイヤ」として、一日百五十本の

ニュース記事をオンラインで発信、相互活用している。

OANAの発足の経緯を振り返ってみよう。設立は冷戦下の一九六〇年代、第三世界の非同盟諸国運動と連動する形で、ユネスコが主導した。六一年十二月バンコクで「アジアにおける通信社の発展に関する専門家会議」が開かれ、アジアの通信社間の協力強化発展のために「アジア通信社連盟」(OANA)を設立、インドのPTI通信社が会長社となり、発足した。

しかし、発足当初の数年間には目ぼしい活動がなく、ユネスコ本部の求めに応じて共同がOANAの主導権を握り、一九六七年第二回総会を東京で開催した。福島慎太郎共同通信社長が新会長に就任、常設事務局を共同本社に置き、ニュース交換のために共同が編集センターとなってニュースレターを発行した。七〇年七月の第三回総会も東京で開かれ、共同が議長国としてアジア諸国間のニュース、特信、写真交換の強化、通信手段の改善などに取り組んだ。

しかし第三回総会直後の七〇年九月、中国は台湾の中央社がOANAのメンバーになっていることは二つの中国を認めたものとして、OANA会長社の共同北京特派員の国外退去措置を取った。共同は七一年九月OANAを脱退した。

OANAは七九年一月ジャカルタで九年ぶりに第四回総会を開催、憲章の参加資格条項を「ユネスコ加盟国の通信社に限定する」と改定、ユネス

コ非加盟の台湾・中央社を追放、新華社の新規加盟に道を開いた。

ユネスコは八〇年コロンボでアジア通信社専門家会議を開き、「アジアニュース交換網」設立を勧告した。これは大国の西側主要通信社による国際ニュースの情報独占に反発する発展途上国の動きを反映したものだったと言える。

#### アジアの情報自ら発信へ

この冷戦下における第三世界、発展途上国による情報面での西側先進国との不均衡是正要求の動きは、西側諸国から「報道の自由」の原則に対する「挑戦」とも受け止められた。しかし、その一方でアジア人の価値観による、アジア人自らの手によるニュース情報発信を追求するという点では、長年独自の対外情報発信網の構築努力を続けてきた共同通信社にとっては共感できる点もあった。

共同は西側国際通信社の懸念を理解しつつも「アジアの声を世界に」という立場からアジアの通信社によるニュース交換ネットワーク構築の動きに参画し始めることになる。八一年六月、十年ぶりに共同はOANAに復帰した（共同通信社三十五年「参照」）。

一方、ユネスコは八〇年十二月ニューデリーでアジアニュース交換諮問委員会を開催、共同のほかOANA未加盟の新華社、タス通信を含め、十九の通信社が出席、長年の懸案だったOANA加盟通信社間のニュース交換網である「アジア太平洋ニュース・ネットワーク」(ANN)の設立方

針を決めた。

#### 新華社、タスなども加盟

これを受けて一九八一年十一月、第五回総会がクアラルンプールで開かれ、新華社、タス、朝鮮中央通信、ベトナム通信(VNA)など社会主義国の七社を含む九社が新規にOANAに加盟、加盟社総数は二十三社に拡大、今日のOANAの基盤が整った。

会長社はベルナマ通信で、ANNによるニュース交換も八二年一月から運用を開始、これを支えるための技術専門委員会も設立された。アンタラ、共同、PNA、PTI、ベルナマが再配信センターとなり、加盟二十四通信社間で実施された。しかしネットワークは加盟通信社の七五ボアの既存通信回線をつないだもので、効率が悪く、参加社は限定されていた。

八四年ユネスコはOANAを情報交換のBカテゴリーの非政府機関(NGO)として認定した。第六回総会はニューデリーで八五年三月に開かれ、PTIが会長社となり、写真交換開始を決定、加盟社が二十五社となった。第七回総会は八八年七月、ジャカルタで開催、アンタラが会長社、「ECOANA」と呼ばれる経済ニュース交換を決めた。

共同は九一年九月、東京と御殿場で第八回総会を主催、アンタラからバトンタッチして二回目の会長社を引き受けた。九四年九月に北京で第九回総会を開催、会長社は新華社となった。

二十世紀最後の第十回総会はテヘランで九七年八月開かれ、東西冷戦構造崩壊後の歴史的な変化に対応するためのOANA活性化などについて協議、IRNA(イラン)を会長社に選出、OANAの協力強化のためにインターネットを活用する方針を決定。イタルタスが副会長社になった。

#### 欧州、中東との連携強化

共同は一九九八年十月、第十九回理事会を東京で主催、「アジア経済危機に直面する通信社の役割」をめぐって意見を交換した。地上回線による従来のOANAニュース交換ネットワークに代わって加盟社間の共通ウェブサイトを立ち上げ、インターネットによる加盟通信社のニュース利用を行うことを決定した。この理事会でこれまでオブザーバー参加だった時事通信の正式加盟が実現した。

二〇〇〇年四月モスクワで開かれた第十一回総会でイタルタスが会長社となり、アラブ首長国連邦通信(WAM)、クウェート通信(KUNA)、カタール通信(QNA)の三社が新規に参加、加盟社数は三十七となった。また、初めてウェブのニュースページを有料で一般にも公開することにした。

会長社イタルタスのイグナチenko社長はOANAと欧州、中東、バルカン地域の複数の通信社連合組織との連携を深めた。

二〇〇三年までに、バルカン通信社連合(ABNA)、地中海通信社連盟(AMNA)、アラブ通

信社連盟(FANA)と協力関係を結び、お互いにオブザーバー活動を認めている。また欧州通信社連盟(EANA)との協力を強化する交渉も開始された。

EANAにはAFP、DPA、ANSAなども含め、欧州のほとんどすべての通信社が加盟しており、アラブ諸国の通信社を網羅したFANA、バルカン諸国の通信社によるABNA、中東、マダガスカル諸国と地中海沿岸の欧州諸国の通信社を集めた協力組織AMNAとの提携によって、OANAは世界の通信社の大多数との協力関係のネットワークを結ぶこととなった。

#### 世界通信社サミット開く

二〇〇三年四月にOANAの第二十四回理事会が東西文明の接点であるトルコのイスタンブールで開かれた機会を利用して、OANA会長社のイタルタスとアナドル通信社が協力して主催する「世界通信社サミット」が開催された。

OANA、EANA、AMANAなどのアジア、中東、欧州の三地域の通信社連合組織に参加する五十八通信社の代表百十人が初めて一堂に会した会議では、イラク戦争の取材記者に死傷者が出たことに深い憂慮を表明するとともに、「永続的な平和のための通信社の役割」「戦場取材での安全確保」「グローバルな情報通信革命の中での通信社活動」などについて通信社間の対話と協力を目指す意見交換が行われた。会議はイラク戦争の国際的緊張下で、通信社が正確で、客観的なニュー

スを提供することの重要性を確認、記者の安全を求める宣言を採択した。

このようにOANAはアジア太平洋地域の通信社の域内協力の枠を脱して、グローバルな通信社協力のハブ的な役割を果たすように脱皮しつつある。

#### 情報アクセスへの対応が課題

しかし、その加盟社の多くは国営通信社であり、それぞれの国を代表するメディアとしての制約を抱えている。その一方でグローバルゼーションは通信社に国境を越えた、全地球的な視野での取材報道と、生のニュースの迅速、正確な配信を求めている。

中国が世界貿易機関(WTO)に加盟し、ベトナムが二〇〇五年加盟を目指すなど、情報通信の自由化と自由な情報へのアクセスの保証がOANA加盟の通信社にとって現実のものになる。

グローバルスタンダードでの対応が迫られている今日、域内の加盟通信社各社はそれぞれの国内では生き残りを懸けてコンテンツプロバイダーとして、厳しいメディア間の競争にさらされている。

国境や地域を越えて、ニュース情報を通信社間でシェアしようとしても、経営上の利害も錯綜しており、どのように国内のメディアとの競争の中で実現していくか、日進月歩のデジタル技術革新に対応しながら、ブロードバンド化にどう対応するか——など、OANA加盟通信社各社に共通の

課題は大きい。

今年六月、クアラルンプールで開かれる第十二回総会ではこうした課題にどう応えていくか、OANAネットワークの安定的な運用と加盟通信社間の利害の適切な調整をどのように行っていくかが焦点となろう。

会長社がイタルタスからマレーシアのベルナマに交代するが、グローバル化と地域主義の間で問われる通信社の在り方をもう一度アジアの視点で足元から見直す良いチャンスでもある。

OANA憲章は「アジア太平洋地域のニュースと情報の自由な流れを増進し、支えていく」ことを目標としているが、この目的のために欧州、中東など世界各地の通信社との協調、提携を維持しつつ、宗教、文化、民族の多様性を踏まえながら、共通の価値観を共有することを求めて、それぞれの加盟通信社が自由で公正なニュースを報道していくという原点を忘れないようにすることが大切だ。

さらに東西冷戦構造が崩壊してから十数年、米国の一極支配が進む中、テロとの戦いやイラク戦争、北朝鮮問題など国際情勢は激動の一途をたどっている。自由で公正、かつ迅速な国際報道のニーズが一層高まり、新華社やイタルタスがイラク戦争の速報などで、ロイターやAP、共同に負けまいと競い合う時代だ。それだけに今後のOANAの活動状況に日本のメディアとしても関心を払う必要があろう。

# 海外情報

## 英テレグラフが競売に

### 国際的な売却騒動の焦点に

イギリスの高級紙でただ一紙、最近まで百万部を超える部数を保持してきたロンドンの『デーリー・テレグラフ』（以下テレグラフ）が、訴訟合戦にも発展した国際的な売却劇のターゲットとして、自らの行方も分からぬままに揺らいでいる。

事件の中心人物は、国際的メディア・バロンと称されたコンラッド・ブラックである。彼は二十五歳でカナダの小さな週刊新聞の経営者として出発し、現在は個人会社ラベルストンを通じてカナダのトロントに本拠を置く持ち株会社ホリンジャー社の株の七八％を支配し、同社がシカゴに本拠を置くホリンジャー・インターナショナルの株の三〇％を所有（投票権株に限ると七三％を占める）、このホリンジャー・インターナショナルがテレグラフ、アメリカの『シカゴ・サンタイムズ』、イスラエルの『エルサレム・ポスト』などを統括する形で、国際規模の新聞グループを傘下に収めている。

この間カナダでも多くの主要都市で有力新聞を所有したが、その後これらを売却している。ブラックはまた一九九九年にイギリスの市民権を獲得、二〇〇一年にカナダ国籍を捨て、イギリスで

「ロード・ブラック・オブ・クロスハーバー」の称号を得て貴族の仲間入りをした。

このコンラッド・ブラックが昨年の秋に、自ら最高経営責任者（CEO）を務めるホリンジャー・インターナショナルから、役員会の承認なく一部の幹部とともに計三億<sup>ドル</sup>にも上る特別報酬を得ていたことが発覚して、問題が始まった。

ブラックは十一月十七日、不正取得とされた報酬の返却と、ホリンジャー・インターナショナルCEO職の辞任を表明したが、今年一月にホリンジャー・インターナショナルから二億<sup>ドル</sup>余りの損害賠償請求の訴訟を起こされ、会長の職も解任された。

これに対しブラックは、一九八五年にグループの旗艦として傘下に収めたテレグラフを売却する考えを示し、イギリスの富豪バークレー兄弟と交渉を進めたが、ホリンジャー・インターナショナルがこれに對抗して、所有する新聞を競売にかけるとの反攻に出たため、ホリンジャー・インターナショナルの丸ごと売却を狙って、その親会社のホリンジャー社自体をバークレーに売り払う交渉まで話をエスカレートさせていった。

持ち株会社「プレス・ホールディングズ・インターナショナル」によってエディンバラで発行の有力地方紙『スコッツマン』などを支配し、ロンドンの高級ホテル「リッツ」も所有する双子のバークレー兄弟は、テレグラフの買収に強い意欲を示しており、事態の変化に対応して買収額を引き上

げ、最終的な時点でホリンジャー社を四億六千六百万<sup>ドル</sup>で買い取る合意に達していた。

しかし、ホリンジャー・インターナショナルはバークレー兄弟へのテレグラフ売却の阻止を求めて裁判所に提訴し、これを受けたデラウェア州地裁は二月二十六日、ブラックに対しテレグラフ・グループの売却を禁じる判決を下した。判決はブラックを「狡猾で計算高い」と表現し、自分の利益のためにホリンジャー・インターナショナルとその株主を欺いたと述べた。

ブラックはこの判決による敗北を認め、ホリンジャー・インターナショナルにはテレグラフその他の資産を競売にかけることが可能となった。名乗りを上げている申請者には代表的大衆紙『デーリー・メール』や日刊フリーペーパー『メトロ』を発行する「アソシエテッド」グループ、大衆的有力全国紙『デーリー・エクスプレス』を支配するリチャード・デスモンドのほか、幾つかのベンチャーキャピタルなどが名を連ねている。

バークレーはブラックとの個別の取引を阻止されたにもかかわらず、テレグラフ取得の努力を続ける意思を示している。兄弟に近い人物によると、彼らはテレグラフの取得を「人生でただ一度のチャンス」と考えているという。

今後の展開次第では、テレグラフの運命のみならず、イギリス新聞界の構図にも大きな変化が生まれる。帰趨<sup>きすう</sup>が注目される。

（広瀬 英彦<sup>二</sup>東洋大学名誉教授）

# “力こそ正義なり”がまかり通るIWC 「捕鯨」報道を時系列で見る(6)

梅崎 義人  
(水産ジャーナリスト)

国際捕鯨委員会(IWC)の名前は広く世界に知られているが、その実態は関係者以外は分かっていない。れっきとした国際機関なのだが、条約に違反する決議を何件も通し、審議の場でのうそや約束違反は日常茶飯事。果ては暴力までも飛び出す、とんでもない組織なのである。正確に言う

と、IWC全体がそうではなく、米国のリーダーとする反捕鯨国や民間NGOが常識では考えられない“力こそ正義なり”の行動を取り続けているのだ。こんな国際機関はIWC以外には見当たらない。

## 条約違反のモラトリアム

条約違反の最も大きなケースは商業捕鯨モラトリアム(停止)である。

米国がモラトリアムを初めてIWCに提案したのは一九七二年だった。しかし、IWC・科学委員会は全会一致でこれを否決している。もちろん科学委員会には米国の科学者も参加していた。否決の理由は①IWCは六〇年代から保護策を実施し、資源の減少した鯨種を個別にモラトリアムの対象にしている②資源の豊富な南氷洋ミンク鯨までもモラトリアムにする根拠はない——というも

のだった。

それでも米国は七三、七四年と三年続けてモラトリアムを提案している。だが、科学委の判断は変わらなかった。

米国は正面突破をあきらめ、ゲリラ戦法に切り替えてIWC乗っ取りの行動を始める。英国、豪州、ニュージーランドのアングロサクソン国家と、これらの国で活動しているグリーンピース、WWFなどの巨大環境保護NGOと組み、IWCの多数派工作を手掛けた。

それから八年後の一九八二年。米国はIWCでのモラトリアム採択に成功する。七二年当時十七カ国だった加盟国が八二年は三十九カ国に増えた。米国や環境NGOが捕鯨と関係のない小さな国々を加盟させた結果である。セントルシア、セントビンセント、ベリーズ、アンティグア・バブダといった、日本の外務省の役人も聞いたことのないカリブ海の国々がこの中にあった。

IWCでは拘束力のある決定は四分の三以上の多数決を必要とする。米国のモラトリアム提案は本会議で四分の三以上の賛成票を集めて採択された。どんな手段であれ、必要な多数票を確保した

のだから、これ自体は国際捕鯨取締条約に違反はしない。だが、科学委を無視した点が明らかに条約に違反する。

条約第五条は「本条約の付表の修正は科学的認定に基づくものでなくてはならない」となっている。付表には捕獲に関するすべての規則が掲載されている。

八二年のIWC・科学委は、ミンク鯨の資源状態を健全な水準にあると評価し、南氷洋と北太平洋合わせて三千二十六頭以上の捕獲枠を勧告している。米国のモラトリアム提案の採択は、この勧告を無視しており、条約五条に完全に違反する。

八二年のIWC会議で、モラトリアム提案への投票が開始される直前に、日本代表の米沢邦男氏が発言を求め、鋭い口調で次の点を訴えている。

「皆さんはこれからモラトリアムの採択に移ろうとしている。その前にもう一度よく考えてほしい。科学委はモラトリアムの勧告を出しただろう。科学委はモラトリアムの勧告を出しただろう。モラトリアムは科学的な要件によってのみ本会議で検討することになっている。その条件が備わっていないにもかかわらず、モラトリアムを採決することになる。いいですか、皆さんはこれから条約に違反する行為に移ろうとしている。それでよろしいのだろうか。慎重に考慮した上で採決に臨んでほしい」

米沢氏の警告スピーチにもかかわらず、採決の

結果は賛成二五、反対七、棄権五という四分の三以上の多数で採択された。

### 猛反発した3紙の社説

モラトリウム採択のニュースは全世界に飛んだ。欧米のマスメディアはそろって「勝利報道」的な扱いだったが、日本は逆だった。「反捕鯨国のゴリ押しに屈服するな」「日経」「捕鯨禁止は多数の横暴だ」「毎日」「道理が引込む捕鯨全面禁止」「朝日」といった見出しで三紙が七月二十五日付の社説で取り上げ、モラトリウムを批判した。

「日経」は冒頭でFAO（国連食糧農業機関）のIWCに対する次のような警告声明を引用している。「IWCはいまや偏狭な保存、保護の観点が優先され、かつてとは反対の方向に行き過ぎる危険性をもっている」、そして捕獲枠が拡大されている南氷洋のミンク鯨を含む全面モラトリウムの実施は理解に苦しむと論難した上で、IWCに異議申し立てを行うべきと主張している。その根拠として「捕鯨問題は、原理的には再生可能な生物資源全般の保存と利用のあり方にかかわる人類史的な試金石である。許容範囲内にあるわが国の捕鯨が禁止になるのは納得できない」という点を挙げている。

「毎日」は反捕鯨国の横暴ぶりをこのように指摘する。「クジラと同じ哺乳類の牛や豚を何の疑いもなく殺し、食べている国がクジラやイルカについてだけ動物愛護や資源保護を申し立てる理由は、日本人には理解できない、民族には固有の価値観があり、自分の見方が正しいと押しつけるのは独善的である。それは特定の民族を差別しようとする危険な傾向にもつながりかねない」。このような観点から、わが国が捕鯨を継続すべき背景を二点挙げている。①漁業にとって有害な海洋哺乳動物の保護運動が拡大すると日本の水産業は成り立たなくなる②捕鯨禁止の意味するところは、わが国の水産ばかりか、固有の食習慣など文明と深くかわつており、安易な妥協はできない。さらに政府の取るべき方策として、IWCに異議を申し立てた上で、IWCの再編成を目指して正常化の努力を傾けるよう主張している。

「朝日」は科学的裏付けのないモラトリウムを、捕鯨と全く関係のない国々を中心とした多数決で採択したことは承服できないとし、異議申し立てをすべきだと主張している。その理由として次の三点を挙げる。①国際捕鯨条約の目的は、クジラ資源の保存と増大、その有効利用ならびに捕鯨産業の秩序ある発展にある。モラトリウムはクジラ資源の現状や、これまでの資源保全への努力を無視した非現実的な措置である②牛肉や豚肉は食べてもよいが、鯨肉は食べてはならないというのは欧米流の食習慣や倫理観の押し付けである③日本の捕鯨産業は最盛期に比べれば大幅に縮小したとはいえ、年間生産額は百十億円を超え、流通、加工部門を含め、家族まで入れると五万人以上が依存している。和歌山県の太地町など古くからの捕鯨の町では、重要な地場産業となっている。多くの地域住民の生活が懸かっている以上、簡単に全面禁漁はできない。

「日経」「毎日」「朝日」の社説はそろってモラトリウムの不当性を指摘し、異議を申し立てることを主張している。些細な点だが、モラトリウムが捕鯨条約第五条に違反していることを突いていないところが寂しい。これは三紙だけでなく他紙の記事の中でも触れられていない。ただ一誌、

「朝日ジャーナル」が八二年九月二十四日号で取り上げている。八二年のIWCを取材した作家の故中村武志氏の「おかしな鯨の国際会議」と題するリポートが掲載され、その中に次の指摘がある。「多数決原理の民主主義に従って採択されたモラトリウムには、残念ながら従わざるを得ない。しかし、と私は反論したい。採択の前提となるべき条約の目的、科学的根拠をすべて無視し、いくつもの条約違反を犯し、少数意見には一切耳を貸さず、捕鯨に何の関係もない国を買収し、それによつて多数決で決定したのは、真の民主主義ではない。もはやこれはファッショである」

### 米国の圧力で異議撤回

日本政府は八二年十一月二日の閣議で、IWCが採択したモラトリウムに対し異議を申し立てることを決定、即日IWCに通告した。当時の田沢吉郎農水相は、記者会見でこう述べている。

「IWCの決定は科学的根拠を欠き、条約の目的にも沿っていない。IWCの科学委が資源状態は良好と認めている鯨種も含め、すべてをモラト

リアムの対象とするということは筋が通らない。また捕鯨業の社会、経済、文化的側面に対する配慮も欠けている」

異議申し立てに関しては捕鯨条約第五条三項にこう記載されている。「条約の規定の修正に対し、いずれかの政府が異議を申し立てたときは、その政府に対しては異議の撤回の日まで効力を生じない」

この条文に基づいて日本は加盟国としての権利を行使したのだが、米国は黙っていなかった。異議の申し立てを撤回しなければ米国の沿岸二百哩の漁場から日本漁船を締め出す、と圧力を掛けてきた。捕鯨条約に抵触する行為である。日本は当時スケトウダラを中心に約百三十万<sup>ト</sup>、金額にして千三百億円<sup>ト</sup>の魚類を米国二百<sup>哩</sup>内で取っていた。これに比べて捕鯨は百二十億円<sup>ト</sup>の生産規模である。苦渋の選択を迫られた政府はクジラの十倍の大きさの北洋漁業を残す道を選ぶことを決め、八五年三月に異議申し立てを撤回した。かくして、日本の商業捕鯨は八七年三月で凍結となった。

### クジラの「聖域」に弱い反論

八七年十二月から日本は調査捕鯨(R・W)を開始する。モラトリアムの表面的な理由が、科学的なデータの不足だったからだ。資源の豊富な南氷洋のミンク鯨を対象に系統群や年齢構成、自然死亡率や加入率などの解明が主な目的である。三年間の調査で各種の科学的データが蓄積され、それらの分析によって南氷洋ミンク鯨の資源量を七

十六万頭とする合意が九〇年のIWC・科学委で形成された。

この年に日本はモラトリアムの見直しを要求している。八二年に採択されたモラトリウムには「遅くとも九〇年までにモラトリウムを見直して捕獲枠を検討する」との付帯条件が付いている。この条件を実行するよう主張したが、反捕鯨側は「新しい管理方式を作ってから」と取り上げない。

IWC・科学委は九二年の会議で改定管理方式を完成させ、これに基づいて南氷洋ミンク鯨の捕獲枠を計算したところ、年間二千頭以内であれば持続的捕獲が可能との結論が出る。日本側はこれで捕鯨再開の道が開けたと喜んだが、反捕鯨側はまたも新しいハードルを置いた。「新しい監視制度が完成するまで再開は延期」を決めてしまう。

監視制度というのは難しい仕事ではなく、国際監視員を母船に乗せる際の規則を作ることで、一年で終了できる内容だ。しかし反捕鯨側は「監視員の乗船経費は捕鯨国の負担」「陸上での鯨肉流通のチェック権の監視員への付与」など、無理難題を持ち出し、露骨な遅延作戦を繰り返す。

南氷洋ミンク鯨に限定した捕鯨の再開は避けられないと読んだ反捕鯨側は、九四年のIWCで考えられない決議を採択する。南氷洋をクジラのサンクチュアリ(聖域)とする案が可決されたのである。日本は「ミンク鯨を除外する」との修正案を出したが否決された。これで南氷洋が将来クジラで満ちあふれても、IWCは捕獲枠を割り当て

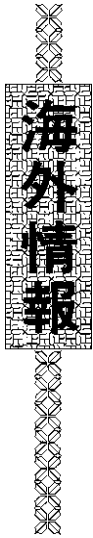
ることができなくなった。日本は当然のごとく異議を申し立てたので、サンクチュアリには従わなくてよいが、野生生物の持続的利用という人類生存のための原則を否定する愚行と言えよう。サンクチュアリに対する日本のメディアの取り扱い扱いは、モラトリウム採択時に比べ驚くほど弱い。

「日本は取り決めを守り、科学的な調査を続けてきたのに捕鯨批判の矢面に立つ。日本人がクジラを好んで食べているグルメぶりが目立つからだ。割に合わない話だが、仕方がない。……鯨肉がますます複雑な味になる」『日経』春秋(九四年五月二十二日)

「科学の努力をないがしろにする決定とも言えるが、これが国際社会の現実なのだろう。ひと昔前の食糧難時代ならいざ知らず、今の日本が南極海のクジラにこだわるのも、少々「無理」がなかったか」『朝日』窓(九四年五月二十八日)

「環境と調和した野生動物の持続的利用という普遍的原則を譲る必要はない。南氷洋で引き続き調査を続け、その一方で沿岸小型捕鯨の再開に全力を挙げるべきだ。不本意ながら、捕鯨の安楽死も視野に入れておかねばなるまい。捕鯨禁止が続いたとして、その時には技術を持った人はいなくなっているかもしれないからである」『毎日』社説(九四年五月二十九日)

モラトリウムから十二年後のこの論調の変化は、じつくり研究してみる価値があるように思う。



## 海外情報

### 第38回スーパーボウルの顛末

アメリカン・フットボールは、大リーグ野球と並んでアメリカ文化の一部を占めている。特に米国最強のプロフットボールチームを決める「スーパーボウル」に向けられる国民の関心は高く、全国民の半分がテレビ視聴すると言われている。今年にはアメリカン・リーグを制したニューイングランド・ペイトリオッツとナショナル・リーグの頂点に君臨したカロライナ・パンサーズの対戦となり、ニューイングランドが勝利した。テレビ視聴者数が史上最高を記録する一方で、ハーフタイムショーでのハプニングが議会を巻き込んだ「わいせつ」論争に火を付けるという顛末となった。

二月一日に行われたスーパーボウル試合は、終了四秒前まで同点で、テレビから目が離せない展開となり、最後にニューイングランドがフィールド・ゴールを決めて劇的勝利を挙げた。このような展開を喜んだのは、広告の最大効果を狙う広告主であろう。今年のスーパーボウルのスポット広告は三十秒CM枠の平均で、例年より七%アップの二百二十五万<sup>ドル</sup>（約二億四千七百五十万円）と、史上最高となった。大口広告主はバドワイザーのアンハイザー・ブッシュ社が五分、ペプシー

コーラ社の三分で、二社合わせただけでも三千六百万<sup>ドル</sup>を投じたことになる（『テレビジョン・ウィーク』TVW、一月十二日）。

これだけ巨額のドル箱イベントを中継したのはネットワーク局のCBSで、ニールセン・メディアリサーチ社によると、日曜夜にテレビ放送されたこの試合を視聴したのは延べ一億四千三百六十万人で、昨年の一億三千八百九十万人を大きく上回り、スーパーボウル史上、最も見られた中継試合となった（『ブロードキャスティング・アンド・ケーブル』B&C、二月四日）。

これほどの注目を集めた試合を揺るがす出来事が起きたのはハーフタイムショーの時であった。登場したジャネット・ジャクソンとジャスティン・ティンバレークがデュエットでセクシーなダンスを披露し、観客が熱狂している最中、ティンバレークがジャクソンの右胸部衣装をはぎ取り、胸部が公衆の面前にさらされたのである。

このシーンが放送された後、FCCには二十万件もの抗議電話が殺到した。ニールセン調査では二歳から十一歳では六百六十万、十二歳から十七歳まででは七百三十万の子どもたちがこのシーンを視聴したと推計しており、興味本位の番組に子どもたちがさらされたことに対する不満の声が発した。「この歌が終わるまでに（おまえを）裸にしてやる」と歌っていたティンバレークは、「意図してやったことではなく、残念なことになった」と直後にコメントしたが、パウエルFCC

委員長は激怒し、この事件に対する徹底的な調査を行うよう指示を出した（『B&C』、二月二日、および『B&Cオンライン』、二月三日）。

このジャクソン事件は、議会内にあったテレビ・ラジオ放送における「わいせつ」や「不快」表現に対する罰則強化の流れに勢いを与える結果となった。事件前、既に議会下院の通信小委員会ではフレッド・アプトン委員長（共和党・ミシガン州選出）が放送品位強化のための法案（HR三七七）を提出し、超党派で支持を獲得した。それによれば、放送の品位を汚す内容を放送した場合の罰金が二万七千五百<sup>ドル</sup>だったものを、十倍の二十七万五千<sup>ドル</sup>に引き上げることを目指し、適用上限額は三百万<sup>ドル</sup>までという提案をしていた（『B&Cオンライン』、二月十六日）。

アプトン法案をベースとして三月三日、下院商業委員会は罰金上限をさらに引き上げて一件当たり五十万<sup>ドル</sup>に修正して承認された（『TV・TODAY』、三月八日）。現在、上院商業委員会でも同様の法案審議が行われており、ここでは初回の罰金が二十七万五千<sup>ドル</sup>、二回目が三十七万五千<sup>ドル</sup>、そして三回目が五十万<sup>ドル</sup>とされている。

これに加えて、上院ではFCCに対し、メディア統合がわいせつ表現を生む原因になっているのかについての調査を行うよう求めているのも特徴である（『B&Cオンライン』、三月九日）。一方、放送業界ではあくまで自主的な改善による解決を主張している。

（金山 勉<sup>上智大学助教授</sup>）

# 望まれる内部管理手法の確立

## どう防ぐソフトの著作権侵害(中)

久保田 裕

(コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事)

### まかり通る組織の違法コピー

企業活動においてはコンピュータは必需品となり、それなくしては業務が成り立たなくなっているが、使用されているワープロや表計算をはじめとしたビジネスソフトウェアの不正コピーは、相変わらず横行しているようだ。

米国のソフトウェアの権利者団体「ビジネス・ソフトウェア・アライアンス」(BSA)は毎年、各国におけるコンピュータソフトウェアの違法コピー率を報告しているが、二〇〇二年のデータでは日本における違法コピー率は三五%、損害額は百四十七億米ドル(約千七百四十八億円)であるとしている。

日本の違法コピー率は一九九九年は三二%、二〇〇〇年は三七%、〇一年は三七%という推移を見せており、損害額は過去最高であった〇一年(十七億二千米ドル、約二千四十二億円)から減少に転じてはいるものの、現在でも中国、米国に次ぎ世界三位の大きさとなっている。言い換えると、日本で使われているソフトウェアのおおよそ

三本に一本は違法にコピーされたものであると表現できるだろう。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)では九七年に「企業内不正使用対策本部」を設置し、企業や学校などの組織内部におけるソフトウェアの違法コピーに対して著作権者(ソフトウェアメーカー)が行う法的措置などを支援してきた。同対策本部は所期の目的を達成したこともあって発展的に解散され、現在は委員会レベルで業務を継続している。現在も、違法コピー情報を受け付けるACCSの専用電話やホームページの投稿フォームを通じて、表1のような数の情報が寄せられている。

これまでに組織内でのソフトウェアの違法コピーをめぐる民事訴訟は七件起きている(表2)。

最近の事例では、〇三年十月、生徒の学習用に使っていたパソコンなどに大量のソフトウェアを違法コピーしていたパソコンスクールに対して、大阪地裁が約四千万円の損害賠償金の支払いを命じる判決を下している。

この事例では法人だけでなく、経営者にも損害賠償責任を認めたほか、実際に発見された違法コ

ピーソフトのほかに、既に消去されていたが何らかの「痕跡」が残っていたものについても、裁判所は違法コピーがあったものと積極的に認定した。

### ソフトウェアの利用と著作権

ビジネスやゲームなど、種類にかかわらず、ほとんどのコンピュータソフトウェアは「プログ

〈表1〉 企業内での違法コピーに関する ACCS 会員会社からの対応状況報告 (1998年5月1日～2004年2月25日)

|                                                   |        |                                 |
|---------------------------------------------------|--------|---------------------------------|
| 情報件数                                              | 1,575件 |                                 |
| 調 査 中                                             | 262件   |                                 |
| 解 決                                               | 1,313件 | 和解成立 274件<br>(2003年度 60件)       |
|                                                   |        | 和解以外の解決 1,039件<br>(2003年度 181件) |
| 和解金総額 36億9,401万3,270円<br>(2003年度 8 億8,115万1,591円) |        |                                 |

ラムの著作物」に当たると。ビジネスソフトウェアをパソコンにインストールする行為は、CD-R OMなどに納められたソフトウェアをハードディスクなどにコピーすることであり、著作権法にいう「複製」に該当するが、このコピーは、著作権法上どのように評価されるのだろうか。

著作物の複製は、原則として著作権者の許諾を受けて行う必要がある。しかし、プログラムの著作物の場合、例外的にパッケージソフトなどを所有している人は、その利用に当たって必要と認められる限度のコピーをすることが許されている。このためインストールは複製行為そのものだが、ソフトウェアを使う上で必要な作業だから所有者は権利者から許諾を受けずに行うことができる。

また著作権法は、私的な使用を目的とした著作物の複製などについても許諾を得ずに行うことを認めているが、企業などでソフトウェアを利用する場合は、もちろん私的使用とは言えないので、この規定の対象ではない。

### 条件決める使用許諾契約

著作権法は著作物の利用に当たっての一般的な原則とその例外を示しているが、「著作物」は音楽、文学、映画、そのほかにも態様はさまざまである。このため、著作物を利用するに当たってはその性質ごとに「ローカル・ルール」が運用されている場合が多い。ビジネスソフトウェアの場合

では、ソフトウェアメーカー（著作権者）とユーザーとの間で使用許諾契約を締結するのが一般的である。

ソフトウェアをインストールする時に画面に長い文章が表示され、スクロールしてそれを読み、内容を理解した上で「同意」のボタンをクリックしてインストールを進める。また、パッケージソフトの外箱に利用上の取り決めが書かれた一枚の

〈表2〉 企業内違法コピーに関する民事訴訟例

| 訴訟提起       | 地 裁 | 被 告 企 業    | 結 果 | 解 決 日      |
|------------|-----|------------|-----|------------|
| 1998/6/2   | 長 野 | ソフトウェア開発   | 和 解 | 1999/6/11  |
| 1999/12/2  | 東 京 | 環境アセスメント会社 | 和 解 | 2000/4/25  |
| 2000/10/2  | 埼 玉 | ソフトウェア開発   | 和 解 | 2002/2/21  |
| 2000/12/14 | 東 京 | 運送会社       | 和 解 | 2001/5/7   |
| 2002/9/3   | 東 京 | 専門学校       | 和 解 | 2003/3/24  |
| 2002/9/3   | 東 京 | 専門学校       | 和 解 | 2003/10/20 |
| 2002/9/3   | 大 阪 | コンピュータスクール | 判 決 | 2003/10/23 |

紙が入っており、その内容に同意した上でソフトウェアを利用する。このような経験をお持ちの方も少なくないだろうが、これらに記載された文章が、使用許諾契約の内容である。

使用許諾契約はソフトウェアを使用するための条件を定めるもので、ユーザーはその内容を理解し、その条項を順守することを同意した上で初めてソフトウェアの複製などを行うことができる。

この使用許諾契約は、どのような条件でユーザーにソフトウェアを利用してもらうかを著作権者が定めたものである。場合によっては、著作権法の規定より厳しく、また場合によっては法が定める範囲よりも「柔軟」な形で、ソフトウェアの利用の仕方が決められている。

このような使用許諾契約の締結が一般的になっているのは、前述のように、ソフトウェアはコンピュータにインストール（複製）して初めて利用できるものが少なくないという性質、また、複製が容易なデジタル著作物のうちでも付加価値が高いという特徴によって、何の「防壁」もなく市場に提供すると、あっという間にコピー品が蔓延し、ソフトウェア産業がビジネスとして成り立ち得なくなるといふ事情によっている。

使用許諾契約の内容は、一台のコンピュータ用に一本のパッケージソフトの購入（とインストール）とするケースが多かった。

現在は、同じ人が利用することを条件に複数台のコンピュータへのインストールを許すもの

(ユーザーライセンス)や、多数のコンピュータで同じソフトウェアを利用する需要のある業務の場合には、例えば一本のソフトウェアを十台のコンピュータへインストールしてよいと許可するといった形式のもの(サイトライセンスなど)も見られる。

また、複数のコンピュータへのインストールを許可するが、同時に使用できる台数を技術的に制限するスタイルのもの(同時使用ライセンス)も活用されている。これらは、著作権法で定められた範囲を超えた利用を、著作権者が利用者に対して許可する一例である。

### 違法コピーの予防策

組織内の違法コピーが起きる原因については、経費の削減や予算が認められないことを理由とするものもある。

また心理的な背景としては、組織内部で行われる侵害行為のため、発覚の恐れが少ないとの「安心感」があるのかもしれない。その時々の「必要」に応じて無計画にソフトウェアを購入するといった管理者・部署が不在の組織で違法コピーが起きることも、少なくないようだ。

コンピュータの導入を機にソフトウェア管理をスタートさせるのならばそれほどの苦労もないだろうが、既に多くのコンピュータが業務に使われている企業などでは、どのような管理を進め

ていくかは頭の痛い問題だろう。

ソフトウェアの物理的な管理を簡単に説明すると、利用しているすべてのコンピュータについて、インストールされているソフトウェアをコンピュータ別・ソフトウェア別に集計し、一方で、関連する資料(パッケージや使用許諾契約書など)を一カ所に集め、それぞれの数を照らし合わせて、不足しているライセンス数(ライセンスの許容範囲以上にインストールされているソフトウェア)を把握する作業になる。このため、初期の作業は少なからず煩雑にならざるを得ないが、一度集計を実施しておけば、その後のソフトウェアの増減については、自動的にチェックする管理支援ソフトなどを活用していく方法もあるだろう。

また、部単位や課単位などソフトウェアの管理単位を決めたり、ソフトウェアの購入を一元的に行えるよう購入担当部署を決めるなど、組織上の対応を実施することもある。

違法コピーを無くすことは企業など組織の法的リスクを排除するだけでなく、法令順守の姿勢を内外に示す効果をもたらし、社会的な信用の向上などの効果も生む。また、ソフトウェア管理は侵害を予防するという効果だけでなく、資産を管理するという側面もあることを強調しておきたい。

ACCSでは、ソフトウェアの管理手法をマニュアル「すぐに始めるソフトウェア管理」にまとめ、ホームページ(<http://www.accsjp.or.jp/>)を通じて無料で配布している。マニュアルでは管

理手法のほか、ソフトウェア管理規定や社員向け誓約書、管理台帳のひな形なども掲載している。

このマニュアルは既に延べ一万五千回ダウンロードされているが、このほど、ダウンロードしたユーザーを対象にアンケートを行い、その結果を参考に、ソフトウェア管理のヒントとなる情報を追加収録した改訂版を作成したところである。ソフトウェア管理に関する一口メモや、ソフトウェアを実際に使うユーザーを管理するための「ソフトウェア使用規則」のフォーマット例などを新たに作成、収録している。

海外、特に中国においても、ACCSでは事務所(準備室)を設置し、日本のコンテンツの著作権保護活動を展開していく予定だが、その前提として、中国に進出している日系企業に向けてソフトウェアの適正利用を呼び掛けていく。相手に物を申すためにはまずわが身を正してからという発想だが、具体的には、セミナーの開催や注意喚起文書の送付を通じてこれを実現していきたいと考えている。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
〒112-0012 東京都文京区大塚五-四〇  
一八 友成フォーサイトビル5F  
TEL 〇三-五九七六-五二七五  
FAX 〇三-五九七六-五二七七  
著作権ホットライン(著作権について的一般相談  
電話) 〇三-五九七六-五二七八  
ホームページ <http://www.accsjp.or.jp/>

# 海外情報

## 中国新聞界、人材難に取り組む

### 経営環境の激変に苦慮

中国の新聞界では今、「経営の人材難」が盛んに論じられている。市場経済化が進む中、業界再編や集団化など環境の激変に対応する必要に迫られているのだが、専門家が決定的に不足しているからだ。論者が共通して求めているのは、「業界の特性を理解しつつ新聞を切り盛りできる人材」である。

昨年十月、北京・清華大学で、「二〇〇三新聞経営国際サミット」が開かれ、日本の『朝日』、『読売』、米国の『ニューヨーク・タイムズ』などを含む内外の新聞関係者、研究者らが一堂に会した。中でも、大きな話題となったのは「人材問題」である。

その席で、『北京娛樂信報』の崔恩卿社長（元・北京青年報社長）は、現状について「新聞という産品の特質を開発し切れていない。また、業界自身、採算を考えずに物作りをする旧習から完全には抜け出せていない。だから、真の意味で媒体経営者はまだ生まれていないのだ」と語った。また、中国新聞教育学会が、四十社近いメディアにインタビューしてこのほどまとめた調査によると、多くの幹部が「ニュースも経済も分かるメ

ディア経営の専門家が必要」と考えている。

今、これほどに人材への渴望が表明されている背景には、新聞界を取り巻く以下のような環境の激変がある。

①媒体間競争。「都市報」と言われる軟派記事・生活情報中心の新聞に、今勢いがあって、広告主、読者の獲得競争が厳しい。

②外資「進出」。外資が自由に新聞を発行するような事態はもろろん考えられない。しかし、例えば、二〇〇二年十二月には、湖南廣播電視集団とルパート・マードック氏率いるニュース・グループが、番組の合作や交換などに関して提携した。〇三年四月には上海文広新聞メディア集団も外資と提携。ほかに海外メディア企業数社が新聞出版総署に進出申請を提出していると伝えられている。資金潤沢で経験も豊富な海外企業集団の進出は、今のところ中国のメディア企業にとって、脅威というより、ウェルカムなのだ。

③党行政による新聞整理・再編。これは、新聞界全体を市場経済に完全に組み入れていくことが狙いで、昨年、小規模な地域紙と専門・業界紙の多くが停刊、あるいは大手紙との合併を余儀なくされた。

④新聞グループの経営深化。九〇年代後半から続々と集団が作られたが、全体としてグループ内の読者層棲み分けや、資源の有効利用などが進んでいるとは思えない。今、経営の内実が問われている。

だからこそ、人材が必要——とはいうものの、人材は一朝一夕に育つものではない。

九〇年代まで、広告、販売、資材管理など実務者の地位は低かったし、彼らの経験が今の環境で役立て得るとも限らない。

いきおい人材育成のための「研修」に目が向くのだが、実務経験のない学校や団体が、米国流の経営手法をまねて、急いで作った研修プログラムでは、思ったように成果が上がらないケースが多いようだ。

また、他社の人材を「ヘッドハンティング」して、手っ取り早く成果を上げようという社もある。しかし、これも、地に着いた改革とはなり得ず、一時的に成功しても、他社から、再度、引き抜かれて元の木阿弥（きあみ）ということもあるようだ。

「人材を育てるにも、その人材を留めておくにも、要は『人が基本』という経営理念を、トップがきちんと持つこと。そのためには、社内の労働環境を整備しなくてはならない。公平な競争環境を担保し、個人が活躍できる舞台を整え、一方でチームワークが発揮できるように心を砕く必要がある」というのは、梁国典・大衆報業集団副総編集（『中国新聞研究中心』サイトの二〇〇三年四月二十四日付記事より）。

確かに、そうした地道で、全般的な取り組みなくして、「業界の特性を理解しつつ新聞を切り盛りできる人材」が生まれるとは想像しにくい。

（木原 正博〓日本新聞協会総務部）

## メディア談話室

## 米紙、情報源の扱いで新指針

藤田博司

ニュース報道で情報提供者を匿名にする場合など、情報源の扱いについて『ニューヨーク・タイムズ』と『ワシントン・ポスト』が先ごろ新しい指針をまとめた。昨年、『タイムズ』で起きた若い記者による記事の捏造<sup>ねつぞう</sup>、盗用事件をきっかけに報道のあり方を見直した結果、これまでの基準をさらに強化したものになった。相前後して伝えられた二つの有力紙の動きは、日本のジャーナリズムにも重い問いを投げ掛けているように思われる。

## 信頼低い匿名情報

『タイムズ』と『ポスト』が打ち出した新しい指針の共通点の一つは、「政府筋」「当局筋」「消息筋」といった匿名の情報源の扱いを、これまでより厳格にしようというものだ。米国ではこれまでも情報提供者の身分や名前を記事の中で明示するのがニュース報道の原則とされてきた。が、近年、情報源を匿名にした報道がたびこり、記事に対する信頼を損ねる要因として批判されていた。情報源を明示すれば、情報提供者も記事を執筆

する記者も正確さと厳密さを求められる。逆に情報源を伏せれば、匿名情報であるが故に責任があまりになり、情報提供者側の思惑で記事の内容がゆがめられることも起こり得る。報道内容に対する信頼性はそれだけ低くなる。

むろん、情報源を匿名にした記事が一切許されないわけではない。情報源を明示したために情報源に危害や不利が及ぶことが予想されるような場合、例外として匿名にすることは認められる。しかし、そうした例外を安易に認めてきた結果が、ここ数年、米ジャーナリズムを揺るがした一連の不祥事につながったと考えられている。

昨年春、三十数件に上る記事の捏造、盗用が発覚して『タイムズ』を解雇されたジェーソン・ブレア記者の場合も、問題になった記事の多くは匿名の情報源を使った記事だった。デスクが情報源の匿名扱いを安直に認めたために、若い記者の不正行為を長期にわたり見逃す結果になった。

## 発言もありのままを

新しい指針は、匿名の扱いをこれまでより厳し

く制限する方針を明らかにしている。重要度がそれほど高くない情報については匿名を認めないこと、情報提供者が匿名にこだわるときは、その理由を記事の中で報告すること、匿名の情報源が誰であるかを編集責任者には伝えること——などが盛り込まれている。

また指針は、取材者側が匿名扱いを安易に約束しないこと、可能な限り実名での報道を受け入れるよう情報提供者を説得すること、匿名の情報伝えるときは複数の情報源で確認をとること——なども指示している。さらに、情報源を伏せる場合にも、「政府筋」「消息筋」といったあいまいな表現は避け、できるだけ情報源の性格が分かるような具体的な言い回し、例えば「会議に出席した国務省高官」といった形で伝えることなども求めている。

このほか『ポスト』の指針は、発言の引用についても新たな基準を示している。ニュースの当事者の発言は、しばしば文法が乱れたり、用語法を間違えたりすることがある。そうした発言は間違いを正して引用符に収めることが多いのだが、『ポスト』の指針は、引用符に収める場合、間違いがあっても発言通りとし、記者が手を加えて伝える場合には引用符でくくってはならないとしている。ありのまま伝えるという報道の原則を、より厳密に遂行するよう現場の記者に求めている。『タイムズ』『ポスト』両紙がこうした指針を改めてまとめた背景には、ここ数年、米国でメデイ

アに対する市民からの批判が高まっていることがある。

『ポスト』は指針をまとめた理由として「自分たちがどこからどのように情報を得ているかを理解できるように、可能な限り報道を読者にとって透明にするため」と説明している。そこには、読者との信頼関係を重視し、より質の高いジャーナリズムを目指す、新聞としての強い使命感がにじみ出ている。

### 乏しい問題意識

ところで、日本の新聞はこの問題にどのように対処しているだろうか。残念ながら、情報源の匿名扱いについても発言の引用についても、米国の場合ほど厳密に考えているとは思えない。

日本の新聞報道の文体には、そもそも情報源に一切言及しないものが少なくない。「政府は○○する方針を固めた」「自民党は××する考えだ」といった文体は、記者と情報源が完全に一体化している、情報源をどう表現するかといった問題意識さえ存在しないように見える。情報源に触れても「政府筋」「外交筋」「関係筋」などの漠然とした言及しか行われないことが多い。市井の個人とのインタビュー記事でも「主婦」「学生」といった肩書だけで名前を省略しているものが目に付く。

日本と米国ではジャーナリズムの風土に大きな

違いがある。それに加えて、情報源が名乗りたがらない、記事のスペースが少ないなどといった日本特有の事情もある。日本のメディアに米国と同じような基準で、情報源や引用の扱いを直ちに求めることが難しいことは分かる。

しかし一方で、情報源の扱いにあまりまいさを許せば、無責任な報道や権力を持つ側の情報操作を許す恐れが強まる事情は、日米ともに変わるまい。引用に厳密なルールを設けることで、きれい事ではない、ありのままの人間の姿が浮かび上がることも、日米の間に差があるはずはない。

日本のジャーナリズムの現場は、その辺りをどう考えているのか、知りたいと思う。

### 情報源を代弁する文体

情報源に全く触れないニュースは、記者が情報源と同じ立場に立ち、情報源を代弁する、いわば広報型の報道と言っていだろう。この種のニュースは政府や官庁、政党、経済団体などを主体とするものに多い。総じて権威のある機関、組織から発せられる情報に関しては、メディアが無防備にこれを信頼し、そのまま口移しに伝えるという姿勢が、この報道のスタイルに表れているように見える。

日本の新聞はまた匿名の「筋」を安易に使いすぎてはいないか。確認のとれない情報が「関係筋」などという、意味不明の情報源に事寄せて流

されることはないか。「筋」の扱いに関して、『タイムズ』や『ポスト』と同じように明文化した指針を持つ新聞社は、日本にはあるのだろうか。

日本では発言の引用も「ありのまま」からは程遠いことが多い。かぎカッコ（「」）でくくられた発言はほとんどの場合、要約や大意で、発言者の言葉通りが引用されるケースはむしろまれと言っている。簡潔に分かりやすくするためにはやむを得ない措置という主張もある。が、要約や大意はあくまで記者によるものであって、かっこでくくってあたかも当事者の発言であるかのように伝えることは読者を欺くことになるだろう。

ジャーナリズムは民主主義を支える役割を期待されている。その期待に応えるには読者・視聴者の信頼を得ねばならない。米国の有力二紙が取材上の新しい指針を示したのは、自分たちの使命を改めて認識したためと言えるだろう。ジャーナリズムの衰退が指摘される米国で、いまなお健全なジャーナリズムを守る意思が失われてはいないことを示すものと言えるかもしれない。

振り返って日本はどうか。日本のジャーナリズムも米国のそれに劣らず、さまざまな問題に直面している。問題の所在を見極め、改革できるところから改革に着手する意思を持たねばなるまい。

『タイムズ』と『ポスト』が手掛けた取材上の指針の見直しは、日本のジャーナリズムにとっても見過ごせない、重大な問題を提起していると思われる。

(上智大学教授)

## プレスウォッチング

### 国会の形骸化が怖い 党首討論と首相の独走

イラク派兵・北朝鮮問題をはじめ郵政・道路・年金改革、景気浮揚策など難問山積の第百五十九回国会だが、国家の命運を論議する気迫と緊張感が感じられないのが腹立たしい。奢れる自・公と攻めあぐむ野党の構図の中、小泉純一郎首相の独断と偏見のやり押しが目立つ。独善的な国会運営は、議会制民主主義の破壊につながりかねない。朝日三月四日朝刊(4面)の「モラトリウム政治」は、「小泉首相は我が世の春」「自・民とも『06年待ち』」との見出しで、国民不在の政治状況を端的に映し出していた。

『イラクの自衛隊派遣も自公の結束の成果。自公ががっちりやったことで国際社会の評価も高まった。国連事務総長も評価した。政治は完全に安定している』——三月一日夜、東京・虎ノ門のホテルの日本料理店。冷酒を飲みながら小泉首相はまくしたてた。相手は自民党の山崎拓前副総裁、安倍晋三幹事長と、公明党の冬柴鉄三幹事長。……二月十七日夜、東京・紀尾井町のホテルの日本料理店。森喜朗前首相と青木幹雄参院幹事長、

中川秀直国対委員長が首相を囲んだ。『とにかく夏の参院選で(改選数の)五十一議席をとることだ。そのあとは、残り任期の二年半、好きなようにおやりなさい』。青木氏の言葉に首相はうなずいた。もはや小泉首相は自民党の『生命維持装置』である。……民主党はどうか。ある若手の次の声が本音かもしれない。『小泉首相にはどうせ勝てない。その間は菅さんでいい。自民党の『ポスト小泉』とわれわれが首相の座を争えばいい』。

#### 「06年までモラトリウム」とは……

国難とも言うべき内外の危機と乖離したこの政界の現状。小泉自民党総裁の任期切れは二〇〇六年九月、次の衆院選挙は二〇〇七年十一月だ。それまでモラトリウム(猶予期間)の日本とは……。先の党首討論(2・18)を例に挙げ、国会と国民を愚弄するような政治状況を考察してみたい。党首討論四十五分間の四十分を費やした小泉・菅対決は、首相の不誠実・不勉強な答弁によって空回りするばかりで、真剣に国政を論じる趣旨から逸脱していた。例えばイラク問題。菅直人民主党代表は「吉田茂の自問」という本を読まれましたか」と切り出したが、「読んでおりません」との首相のひとことで、しらけてしまった。

敗戦後の「平和条約締結」を控えた一九五一年初め、吉田首相が外務省に命じて満州事変から日中戦争、日米開戦までの「日本外交の過誤」を調査させた機密文書を元駐仏大使の小倉和夫氏が分析し、同文書全文を添えて編んだ貴重な著書だ。

筆者も精読して、「外交の過誤」が提起した今日の意味に打たれた。機密文書そのものは小冊子程度の分量だが、内容は濃く、昨年四月三日情報公開法に基づき開示された文書だ。小泉首相が真っ先に読み、過去に学び、現在の外交交渉に役立ててほしい文書である。菅代表は「軍部が既成事実を積み重ねる中、政治家がおかしいと思いがなら止めなかったため、太平洋戦争までいった」と述べ、「大義なきイラク戦争を既成事実として追認した小泉首相のやり方は、歴史の流れの中で、間違った一步を踏み出すことになる」と迫ったのである。党首討論でこそ真剣に論ずべきテーマだが、首相はするりと体をかわし、「イラクは大量破壊兵器を廃棄した立証責任を果たさなかった。自衛隊は非戦闘地域で復興支援活動を行うもので、武力行使に行くのではない」との空論を繰り返すだけだった。混迷する道路公団民営化問題についても、「抜本的、画期的で大胆な改革案だ」と言い張るのみで、具体性は全く見えてこない。

「年金改革は憲法二五条違反」と追及した志位和夫共産党委員長の持ち時間はわずか五分。堂々と政府見解を示すべきなのに、あつという間の時間切れでは党首討論を冒瀆するものではないか。党首討論は今度で二十七回。英国のクエスチョンタイムをまね、国会審議を深める趣旨だったのが、「制度は作ったが、魂入れず」の感が深い。「国家基本政策委員会・合同審査会」と位置付けられ、会期中に週一回水曜日(四十五分間)開催

と規定されている。ところが、開催は驚くほど少ないばかりでなく、野党党首の持ち時間が極めてアンバランスだ。他の委員会と同様、議席数によって時間を割り振っているというが、民主40分はともかく、共産5分では所詮討論になるまい。

議席数を減らした社民党は「衆参いずれかで十議席以上」の内規に届かず、今回から討論を外されてしまった。「国民のために国政を論じる場」と標榜するなら、討論時間を含め、機能本意に改正すべきだ。福島瑞穂社民党党首の「極めて残念だ。比例代表で三百万票をもらいながら、党首討論ができないのはおかしい。『弱い者いじめ』だ」との痛恨の言葉に同情する。二大政党が喧伝されすぎ、少数党軽視・少数意見切り捨ての議会運営は、民主政治を危うくする。

この党首討論に対する新聞の扱い方も冷ややかだ。二月十九日朝刊、朝日は二面にベタ記事。読売も菅氏の「自公融合政党」との批判を報じただけ。毎日と産経は内政面で三、四段見出しながら「充実感ない党首討論」「菅氏切れ味鈍く」などと素っ気なく、予算委では見られる「焦点採録」もない。それほど内容に乏しい討論だったのだろうか。四紙の内政面を点検しても、重要ニュースは見当たらない。せめて日経、東京両紙の扱いくらいはしてもらいたかった。筆者がテレビ中継を聞き、フルテキストを読んだ印象では、質問が拡散したきらいはあったものの、奢れる小泉首相の答弁に問題があったとみる。取材記者が討論のむな

しさを感じたとしても、それを批判し、活性化への問題提起をすべきではなかったろうか。

社説に取り上げたのは、朝日と毎日だけ。「何ともはやの四十分」「各論ばかりでは熱入らない」と慨嘆するばかりで、どうすれば「真剣勝負の場」にするかの視点が欠落していると感じた。

#### 「哲学・歴史観を欠いた首相」

イラク派兵は、派遣後の事後承認というトリックで既成事実が罷り通った。この暴挙を断罪した保坂正康氏の論評を掲載した毎日二月十九日夕刊(3面)が光る。「哲学・歴史観欠いた首相」「国会は自衛隊撤収基準の明確な答弁を引き出せ!」

との言葉は、警世の響きを持つ。「私は戦時下の帝国議會を思い出すんです。東条英機首相が、法案の文言に『戦時下はいつまでか』と問われて『戦争が終わった時』と答える。『必勝』の科学的根拠を聞かれれば『日本は三千年負けたことがない』。『負けると英米の奴隷になるから石にかじりついてでも勝たねばならない』と。子供だましの論でしょう。小泉さんと似てますよね。『非

戦闘地域がどこかに私に聞かれても分かるわけがない』はあきれるほど正直ですが、最高責任者の言葉ですか。『テロに屈しない』も耳当たりはいいが、つまり一方が白旗を掲げるまでということですか。兵士を送る重みが語られない。……(国会は)持ち時間の規制もなくして夜通し議論をやるべき問題なんです。……東条首相の発言を読んで驚いたのが議会の形骸化でした。軍国主義下とは

いえ、あんな答弁を許容してしまった。今も変わらないですよ」との指摘は、ずばり的を射ている。そして「自衛隊は行つてしまいましたが、今、私たちは帰す勇気を持たなければなりません」と強調する姿勢に同感する。

新聞独自の筆でこれほど明快な論評を見掛けなかったのだ、あえて引用させてもらったが、法のなし崩しの解釈や、党首討論・審議会・公聴会など、民主的手法を装った策略が気がかりだ。先のサマワ先遣隊の「安全報告」も単なる通過儀礼に過ぎず、「派遣承認」への道を開く手段だったことを否定することはできないだろう。

日米同盟の名の下、今後イラクへつぎ込む「戦費」は莫大な額に達するだろう。湾岸戦争時の百三十億を越すとも予想される事態に、「ATM(現金自動預払機)ニッポン」の将来は危うい。この難局に、選挙と自己保身の「国会審議モラトリアム」を耳にするだけで背筋が寒くなる。

満州事変(一九三二年)から敗戦までの悪夢は、あつという間の十五年だった。吉田茂が「日本外交の過誤」の検討を命じた背景には、「新生・日本の舵取りを誤るな」との熱い思いがあったに違いない。だが、この歴史の教訓にそっぽを向き、忠告も聞き入れずに突っ走る小泉首相に、国民は運命を託せるだろうか。国会審議の形骸化、「仕方がない症候群」の蔓延は、勇気をもって打破しなければならぬ。

(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

# 放送時評

## 24時間ニュースチャンネル目指す

「NHKビジョン」で構想

### 地上波デジタル化に備える予算

NHK平成十六年度収支予算・事業計画・資金計画各案は、「受信料の公平負担等の観点から将来に向けて改善されるべき点があるもの、おおむね適当なものであると認める」と、七項目の配意点を特記した総務大臣意見が付されて二月十日、国会に提出され、両院の承認を得て三月末成立した。昨年十二月の地上波デジタル化発進を受けた初年度であり、一月十五日に併せて発表された「平成16～18年度NHKビジョン」は、「デジタル化で広がる新たな放送文化」のタイトルで従来の「三カ年計画」とはかなり趣を異にする。

事業収入は六千七百八十五億円（前年度比〇・七％増）、事業支出は六千七百十三億円（〇・八％増）、事業収支差金七十二億円は全額債務償還に充てる収支均衡予算。厳しい経済状況下、受信料収入の伸びを〇・三％と見込む一方で業務改革により事業運営費を〇・六％減に抑えている。事業運営費が前年を下回るのはNHKで初めてのこと。ただし、このうち番組制作費は前年と同額、

国際放送費は〇・九％増、調査研究費は二・七％増など、重点配分を行っているのが目に付く。また三百六十二億円の繰越金は使用せず、今後の地上デジタル放送における投資の増加に備える。

平成十年度以降七年連続の収支均衡予算。また平成二年度の改定以来、受信料額は十四年間据え置きである。わが国の公共事業体として稀有のことであり、民放の大勢力と放送界を二分する立場を考えれば、この経営努力は十分に買える。しかし、いちべつして、新年度予算は事業運営費を初めて減額し、虎の子の繰越金を手付かず抱えて地上波でデジタル化の到来に身構えている点など「緊急予算」の趣がうかがえ、NHKがいよいよ難局面に差し掛かっていることを実感させる。

受信料の単純値上げがスムーズに実現する環境ではない。一方で、デジタル化によってテレビが高画質・高音質、多機能、双方向の新メディアに生まれ変わる見通し、放送が通信と融合、連携して新しい「放送サービス」を次々に生んでくることを考えれば、これらのすべてにわたって「利益」を度外視した先導者としてのNHKは、どう具体的な対応を図っていくのか。

ハイビジョンを核とする「期限付き」のデジタルテレビ完成。データ放送、携帯端末向け放送の開発、発展。インターネットとの接続機能の活用など「通信」の幅広い取り込み。これらの上に報道、教育、教養、娯楽各特性を包括した「放送文化」のさらなる完熟が期待されるのである。NHK

Kが公表した向こう三年間のビジョンは、「BS利用による24時間ニュースチャンネル」設定構想を掲げ、これらへの確実なアプローチを描いた。

### 「民業圧迫」と反発

ビジョンの内容は多岐にわたるが、新聞、民放が具体的に注目しているのは「24時間ニュースチャンネル」構想。CS（通信衛星）利用を認められていないNHKは、BS第1テレビを「内外総合情報波」と名付け、内外ニュース、スポーツ、ドキュメンタリーなどを網羅した「ニュース専門チャンネル」に仕立てることの検討を始める。海外では米CNNを挙げるまでもなく、米、欧、中東、アジアでは韓国に続いて昨年七月には中国でも北京の中央テレビがスタートさせた。

世界のすう勢であり、先進国としてわが国が遅きに失した。観のあるのは事実。NHK海老沢勝二会長が昨年中国を視察し、「NHKがやらないで」の思いを強くしたと伝えられるものもなすける。NHK巨大化批判の増大、BS二波の免許条件の揺れなどを承知して、ビジョンの中で最もクリアに世に問うたものと言っている。

日本民間放送連盟は二月十九日の理事会で「NHKビジョン」に対する民放連見解」を決定、発表している。四項目にわたるが、そのトッポに「BS放送による24時間ニュースチャンネル」を挙げ、こう述べる。

「既に民間によるニュース専門チャンネルが事業を開始し、新しいビジネスとして成長を遂げよ

うとしている中で、NHKが同種のサービスの始めれば、両者の圧倒的な条件の違いにより、民間事業の健全な発達は阻害される。『視聴者が望むからへ24時間ニュースチャンネルを行う』という論理は、NHKの肥大化をもたらすのみであり、民放としては容認できない」

「放送普及基本計画」では、NHKのBSテレビを『総合放送』『難視解消』の二番組と定めている。NHKがニュース専門チャンネルを保有しようとするのは、これに反し、逸脱するものである」

CSの使用を認められている民放は幾つかのニュース専門チャンネルを持つ。しかし、いずれも知名度もない微々たる小局で、とても世界の大勢に打って出るほどの存在ではない。「日経CNBC」を所有するテレビ東京の菅谷定彦社長は「民放ができることにNHKが手を出すのは、抵抗がある」、テレビ朝日・広瀬道貞社長は「民放のエゴととらえられては困るが、有料の民放ニュースチャンネルが追い詰められては、ニュースの幅や視聴者の知る権利が阻害されることになりかねない」とやや腰を引いた形。地上波、BS、CSと交差して大、小局全体の利害でものを言う民放連という団体の弱点がのぞいている。

対してNHKは昂然。三月四日の記者会見で海老沢会長は「ああだ、こうだ言われる筋合いはない。新チャンネルを設けるのではなく、既存のBSの有効活用。受信料の値上げもない。どうして

経営を圧迫するのか。お互い切磋琢磨すればいい」とはねつけている。

### 民放連・見解の他の三項目

①「デジタル化とインターネットとの連携」  
NHKが「放送」という本来業務を外れてサービス拡大に走るのは問題。業務範囲のなし崩しの拡大である②「受信料と新たな収入源」  
受信料に加えて、新サービスの利用者に経営負担を求めることは、民放・NHK二元体制を覆すもので容認できない③「関東各県の県域デジタルテレビ」  
既存の独立U局の経営を脅かすことはあつてはならない。

### 今年の広告費、2.3%増加と予測

電通推計の「二〇〇三年日本の広告費」が二月十七日発表になった。総広告費は前年比〇・三%減の五兆六千八百四十一億円。四十七年の調査開始以来初めての三年連続減少である。年の前半イラク戦争、新型肺炎SARSや〇二年のサッカーW杯の反動減など重なり、減少幅が広がったが、七月以降、ブロードバンド通信やデジタル家電の需要増、衆院選挙などプラス要因となって増加に転じ、前年の五・九%減に比べてわずかな減少となった。

マスコミ四媒体は多い順に以下の通り。

「テレビ」一兆九千四百八十億円、前年比〇・七%増。前半の厳しい状況が十月以降回復。前半実績を三年ぶり上回った。「精密機器・事務用品」の三六・三%増、「情報・通信」の一六・六%増

が特に目立つ。

「新聞」一兆五百億円、一・九%減。前半の低調を後半の回復基調もカバーし切れなかった。三年連続の前年割れだが、減少幅は前年の一一・〇%に比べてぐんと少ない。

「雑誌」四千三十五億円、〇・四%減。「流通・小売業」の二三・九%増が大きい。ほかに「化粧品・トイレットリー」が三・九%、「ファッション・アクセサリ」が一・一%増えているが、「情報・通信」、「自動車・関連品」は前年割れ。「ラジオ」千八百七億円、一・六%減。AM、FMとも前年を下回り、スポットの落ち込みが大きかった。

他メディアでは「SP広告費」がトータルで一兆九千四百十七億円、二・〇%減。「折り込み」「交通」は堅調だったが、「屋外」が不振で三年連続の減少。「衛星メディア」はCATVが二・三%増えたもののCS、BS、文字放送そろって減。四百十九億円、一・四%の減少になった。一方、「インターネット」の伸びは四〇%に及び、千八百十三億円となっている。

電通は二〇〇四年の見通しを「二・三%程度の増加」と予測している。デフレ懸念はあるものの企業業績の改善、デジタル関連の需要増、アテネ五輪開催などの明るい展望による。そしてマスコミ四媒体広告費は〇・三%減から二・一%増に転じると見る。さて、いかになるか。

(大森 幸男)放送評論家

## ◎エジプトの隠れた秘境を行く

別天地の紅海海岸と白砂漠の奇景

増山 栄太郎

(評論家)

エジプトと言えば、古代エジプト文明が作り出したギザのピラミッド、ルクソールやアブ・シンの神殿などがある。だが、これらの遺跡とは別に自然が作り出した奇景、絶景の土地がある。これまで秘境とされ、人を寄せ付けなかったが、交通機関の発達とともに、一般の観光客も簡単に行けるようになった。今回、ある旅行会社が企画したツアーに参加したので、そのルポをお届けする。

## 太陽と白砂と瑠璃色の海と

シエルム・エル・シェークという土地をご存じだろうか。

エジプトの北部、シナイ半島が紅海に突き出た突端の小さな町だ。これまでダイバーたちのメッカとして知られていたが一般の観光客はほとんど訪れなかった。草一本生えてない峨々たるシナイの山々と砂漠の荒漠とした土地だ。唯一の取りえは、紅海の長い海岸線と、手を入れれば真っ青に染まりそうな瑠璃色の海水だ。ところがここ数年、欧米の観光客の人氣が上昇中なのだ。

モーゼが十戒を授かったシナイ山に近いこと、紅海海岸一帯が「ラス・モハメッド国立公園」と

してエジプト政府が観光誘致に力を入れたことに理由がある。長期滞在型のリゾート地区として施設やホテルも充実している。事実、われわれ一行は、アスワン観光を終え、同地から空路シエルム・エル・シェークへ飛んだが、エジプト航空の中型ジェット機は欧米からの観光客で満席だった。

空港から直接砂漠を三十分も走ったろうか。車が、砂丘の頂きを上ると思わず歓声を上げたい風景が広がっていた。白砂の海岸線と遠浅の透明度の高い海水がどこまでも広がっている。二月上旬だったが、やや汗ばむ肌に海からの吹き付ける微風が心地よい。

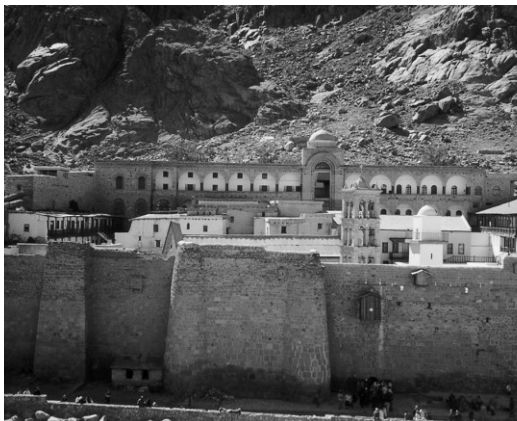
海岸にはマングローブの林が続き、その根元を小魚の群れが泳ぐ。沖合にダイバーたちのヨットが停泊しているが、われわれ以外に人影はない。シーンと静まりかえった風景の中で、聞こえるのは海岸に寄せるさざ波の音だけだ。別天地とはこのことを言うのだろうか。「ああ、ここで一日中、寝ころんでいたい」と誰かが叫ぶ。そんな気持ちを起こさせるひとときだ。

その晩と翌晩はリゾートホテルに連泊した。長期滞在型と銘打っているだけに広大な敷地にはプールあり、遊技場あり、しかも各部屋はコテージ風に独立している。翌日は名物のグラス・ボートに乗り、珊瑚礁の海底をのぞき見した。珊瑚の林の中を潜水具を付けた男女が魚のように過ぎる。滞在型として人氣がある理由も分かる。

## 天国への階段、シナイ山を登る

午前二時、満天の星空だ。時々、流星が銀河を切り裂いて飛ぶ。厚着をしたが寒気が肌を刺す。登山口のセント・カテリーナ修道院の裏手には、もうかなりの人が屯している。いずれも、モーゼが四十日間こもったシナイ山頂を登る人たちだ。この山で彼は神から石版に書かれた十戒を授かったと、旧約聖書は記している。

標高二二八五メートルの山頂へはまず、「悔い改めの階段」(三、七五〇段)を上り、さらに「最後の階段」(七五〇段)を上らなければならない。天国への階段はきつい。もっとも「ラクダ道」と言われる緩やかな傾斜道をラクダに乗って登る手もある。足を痛めていた筆者はラクダ道を選ぶ。ラ



シナイ山ろくの聖カテリーナ修道院(登山口)



朝焼けに染まるシナイ山周辺

クダが前脚、後ろ脚と交互に立ち上がると、意外に背が高い。ベドウィンの馬子がラクダを引っ張る。岩だらけの坂道をラクダはゆっくり上っていく。前後左右に揺れるので横木をしつかりと掴む。「ラクダも楽でないな」と冗談も飛び出す。「最後の階段」の上り口でラクダから降ろされる。そこから徒歩で山頂を目指す。延々と長蛇の列だ。いずれも黙々と山頂を目指す。星明かりと足元を照らす懐中電灯の光が頼りだ。やがて目指す山頂に着くと、そこは人でいっぱい、その人込みをかき分けるよう東の地平線が見える場所を確保する。ご来光を待ったためだ。カメラを構える。やがてはるか山並みの空が朱色を帯びる。朱は段々と周囲に広がる。太陽がちよっぴり顔を出

す。見る見るうちに円形になった太陽が地面をけるように中天に駆け上る。ワアーと歓声が上が。どよめきと言った方がよい。まさに地球の自転を体感する神秘的一瞬だ。気が付くと、空も山頂の礼拝堂も周辺の山塊も登山者の顔も、皆朱色に染まっている。

#### 異次元の奇岩群、白砂漠

この世ならぬ、という表現はこういう風景を指すのだろうか。まさに異次元の世界、あるいは月世界か火星の荒野もかくやと思わせる。地平線まで真っ白な砂漠、その地面から異形の岩石があらこちに、あたかもキノコのように生え出しているのだ。ここ、その名は白砂漠。エジプトの首都カイロから西方四百<sup>km</sup>、西部砂漠のど真ん中にそれはあった。

オアシスの町バハレーヤ・オアシスで四輪駆動車に分乗し、道なき砂漠を突っ切る。運転するのは砂漠の戦士ベドウィン族だ。剽悍な彼らは、かつてラクダを操ったように車を巧みに操る。砂丘も一気に駆け上がる。もうもうと砂塵が舞い上がるが一向に苦にしない。

まず最初に現れたのは黒砂漠だ。真っ黒なボタ山が次々と現れる。「自然が作ったピラミッド・マウンテンだ」とベドウィンの運転手がにやりとする。やがて風景が一変する。まるで雪が降り積もったように一面、真っ白だ。しかも、奇岩群があちこちの地面から生え出している。キノコ状のもの、ライオンの姿をしたもの、スフィンクスの

姿をしたものと、見る角度でさまざまな姿になる。

この辺は、ファラフラ低地と呼ばれ太古、海底だった。現地ガイドによると、黒砂漠は黄鉄鉱、白砂漠は海底に堆積した珊瑚礁の石灰が岩石化したもので、長年の砂漠の風と砂で削り取られ、絶妙な奇岩群を生み出したという。

しかし、そんな説明を通り越して、この幻想的な風景を目の前にしていると、思わず時のたつのを忘れてしまう。まさに造化の神のみ業としか言いようがないほどの美しさだ。

ところで基地バハレーヤ・オアシスには温泉の露天風呂がある。ここで砂塵を流すのもこの旅の魅力の一つになっている。

(写真も筆者)



幻想的な白砂漠の奇岩群

## 寄贈の書籍・資料(1)

永由信人氏から

- ・掛け軸(拓) シンガポール作戦記念碑(縦2m50cm 横72cm)  
「ジョホール水道 戦跡記念碑 陸軍中将 山下奉文書」  
敵前渡過
- ・同盟通信社社報(毎月1回5日発行、昭和14年7月)
- ・同盟通信社ニュース原稿  
(1)「東京一札幌間定期航空開始 けさ1番機出発」  
(昭和12年4月1日、同盟社会第6号)  
(2)「東京札幌定期航空 第1便試乗記」  
(同上、同盟社会第21号)  
(3)「津軽海峡ひとまたぎ 定期航空機札幌着」  
(昭和12年4月2日、同盟社会第45号)

## ◆人事異動(四月一日)

財団法人 新聞通信調査会  
編集担当

安達 武

編集長とする

財団法人 同盟育成会

採用

久慈 良政

同盟学寮長とする

新聞通信調査会は三月三十日、同盟クラブで講演会を開いた。演題は「皇室をめぐる最近の動き」。講師は時事通信社社会部長、松永努氏。

## 編集後記

▽当新聞通信調査会報は、おかげさまで本号で五百号を迎えることとなりました。会員、読者、関係の皆様は厚くお礼申し上げます。第一号は昭和三十八年(一九六三年)一月一日付、四ページ建ての隔月発行から四十一年三カ月を経ての達成で、歴代編集長の創意工夫がしのべれます。

▽昨年末、会員の方(元同盟通信漢口支局 戸田大八郎氏)から「毎月送られてくる調査会報は、私の衰えてきた老骨にとって、何と輝かしい光明でありましょうか」と、過分なメッセージをいただきました。同盟の歴史と五百号の重みを感じることが、しばしばです。

▽わが国の新聞通信事業の発展に寄与する目的で設立された新聞通信調査会は、旧同盟通信の貴重な伝統を受け継ぎつつ、これからの報道の在り方を模索することも重要な使命と考えています。紙面についてご批評、ご鞭撻をいただければ幸いです。

(A)

## 目次(四月号)

|                              |                               |
|------------------------------|-------------------------------|
| 改憲仕掛ける小泉政権……………梅野 修…1        | グローバルな通信社協力を模索……………山口 光…4     |
| 「捕鯨」報道を時系列で見る(6)……………梅崎 義人…8 | どう防ぐソフトの著作権侵害(中)……………久保田 裕…12 |
| エジプトの隠れた秘境を行く……………増山栄太郎…22   | 【メディア談話室】                     |
| 米紙、情報源の扱いで新指針……………藤田 博司…16   | 【プレスウォッチング】                   |
| 国会の形骸化が怖い……………池田 龍夫…18       | 【放送時評】                        |
| NHK、24時間ニュース目指す……………大森 幸男…20 | 【海外情報】                        |
| ①英テレグラフが競売に……………広瀬 英彦…7      | ②第38回スーパードボウルの顛末……………金山 勉…11  |
| ③中国新聞界、人材難に取り組む……………木原 正博…15 | 定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)         |
| 発行所 財団法人 新聞通信調査会             | 〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六         |
| 印刷所 株式会社 太平印刷社               | 振替口座〇〇二二〇一四一七三四六七番            |

©新聞通信調査会2004